

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、A会社の事業主としてB所在のC（労働保険事務組合）に労働保険事務の処理を委託し、〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として、労働局長から承認を受けている者である。

2 請求人によると、〇年〇月〇日、C所在の自店舗内において、営業時間終了後に清掃していた際、転んで負傷したという（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D医療機関を受診し、「左肩鎖関節脱臼」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については休業が必要であると認めたものの、同期間は待機期間に該当するとして、また、同月〇日から同月〇日までの期間については療養のため労働することができなかつたとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

○年○月○日から同月○日までの期間における休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、特別加入者であり、決定書理由に記載のとおり、特別加入者の休業補償給付については、業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であることが支給要件とされている。

ここでいう全部労働不能とは、従前の業務に服することができない状態にあることをいうものではなく、「入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態」をいうものであり、特別加入者として労災保険の対象と認められる範囲の業務又は作業の一部でも従事できる状態であれば、全部労働不能には当たらないこととなる。

(2) そこで、請求人に係る特別加入申請書をみると、業務の具体的な内容については、「飲食店に関する業務全般」と記載されている。また、休業の必要性についてみると、E医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○月○日以降の傷病については、休業の必要性は判断できない。」と述べ、さらに同医師は、○年○月○日付け意見書においても、要旨、「左肩のみの受傷で、○月○日、肩関節の挙上が徐々に可能になるなど回復傾向を認めていたことから、○月○日の時点では全部労働不能との診断には至らなかった。」と述べている。加えて、F医師も、○年○月○日付け意見書において、要旨、「受傷後も通常考えられる

軽労働は可能である。」と述べている。

これら医師の所見から、請求人は、料理以外の左肩に負荷が掛からない通常考えられる軽作業への就労は可能な状態であったと判断することが相当である。

以上のことから、当審査会としても、〇年〇月〇日から同月〇日までの期間については、療養のため労働することができなかつたとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、〇年〇月〇日まで休業していたと主張するところ、E医師は、上記意見書において、要旨、「休業の必要性を精査するため、G医療機関へ紹介したが、請求人の自己判断で受診していない。」と述べ、請求人は同月〇日以降、医師の管理下で療養を行っていたわけではないことが考えられる。

(3) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかつた。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。